

令和4年3月14日

事業者の皆さまへ

志摩市新型コロナウイルス感染症対策本部

就業制限解除後の検査結果の証明について（依頼）

平素は、市行政とりわけ商工振興にご理解・ご協力をいただきまして、厚くお礼申し上げます。

三重県内においては、依然として感染状況が高い水準であることから、「まん延防止等重点措置」が解除となった後も、3月21日まで「再拡大阻止重点期間」として警戒感を持ち感染対策を講じることとなりました。

さて、事業者様におかれましては、従業員に新型コロナウイルス感染症罹患後の職場復帰にあたり、陰性証明を求めているところもあるかと思いますが、厚生労働省は「新型コロナウイルス感染症患者については、医療保険関係者による健康状態の確認を経て、入院・宿泊療養・自宅療養を終えるものであるため、療養終了後に勤務等を再開するにあたって、職場等に陰性証明を提出する必要はない」としております。

つきましては、志摩市ホームページ「就業制限解除後の検査結果の証明について」をご確認いただき、ご対応いただきますようお願い申し上げます。

※市ホームページ「就業制限解除後の検査結果の証明について」

<https://www.city.shima.mie.jp/kakuka/kenkofukushibu/kenkosuishinka/corona/1647215139758.html>



← QRコードはこちら

【事務担当】志摩市 産業振興部 商工課

TEL (0599) 44-0010/FAX (0599) 44-5262